

平成25年度

**DV防止及び被害者支援基本計画実施計画進捗状況報告書
(24年度実績)**

奈良市男女共同参画課

施策の体系



重点目標1 DVを許さない意識づくりの推進

| 主な取組内容 | 平成23年度実績 | 平成24年度実績 | 担当課 |
|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1. ホームページ、広報紙等を活用し、防止に向けた啓発を行う。 | 男女共同参画週間に男女共同参画の啓発の一つとして、男女共同参画センターにおいてDV防止の展示を行った。(平成23年6月23日～6月29日) | ・男女共同参画週間に男女共同参画の啓発の一つとして、男女共同参画センターにおいてDV防止の展示を行った。(平成24年6月23日～6月29日) ・情報誌「和音なら」にデートDVについて掲載した。 | 男女共同参画課 |
| 2. DVに対する正しい理解と認識を図るため研修会等を実施する。 | 職員向けDV研修3回実施 第1回(部課長級以上)・・・平成23年7月21日 68名 第2回(課長補佐級＋第1回未受講者)・・・平成23年10月3日 157名 第3回(係長級＋第1, 2回未受講者)・・・24年2月2日 213名 | 職員向けDV研修4回実施(係長以上未受講者・一般職職員) 第1回・・・平成24年9月3日 午前191名 第2回・・・平成24年9月3日 午後234名 第3回・・・平成25年2月1日 午前168名 第4回・・・平成25年2月1日 午後179名 | 男女共同参画課 |
| 3. 苦情に対する適切な対応と情報共有のためDV庁内連絡会議を開催する。 | 平成24年3月26日に実施 17課中15課出席 議題: DV対策及び被害者支援基本計画実施計画について | 平成24年11月26日に実施 議題: ①各課におけるDV被害者支援について②DV対策及び被害者支援基本計画実施計画進捗状況について | 男女共同参画課 |
| 4. 国県等が行う加害者更生のための調査研究や民間団体による取組について情報収集に努める。 | 新聞報道による情報の収集として、DV防止関連記事のスクラップや関係機関からの調査報告等の提供を受けた。 | 新聞報道による情報の収集として、DV防止関連記事のスクラップや関係機関からの調査報告等の提供を受けた。 | 男女共同参画課 |
| 5. 加害者からの相談に応じ、暴力の再発防止に努める。 | 女性問題相談件数3, 495件 内DV件数103件(加害者・被害者双方からの相談含む) | 女性問題相談件数3, 580件 内DV件数200件(加害者・被害者双方からの相談含む) | 男女共同参画課 |
| 6. 中高生や若い世代を対象にリーフレットの配布等を行い、デートDV防止についての啓発を行う。 | 市内中学3年生と高校生へ配布予定で、デートDVリーフレットを15,000部印刷 | 市内中学校22校と1高等学校の教員向け、並びに希望に応じて生徒分のデートDVリーフレットを配布した。(2, 528部) | 男女共同参画課 |
| 7. 子どもと日常接することの多い教職員及び保育士等に対して研修を実施する。 | 保育士・指導主事等の市職員に対し、DVに対する理解と対応についての研修を行った。 | 保育士・指導主事等の市職員に対し、DVに対する理解と対応についての研修を行った。 | 男女共同参画課 |
| 8. DV被害者を発見した場合、通報するよう市民に周知するとともに、通報先の情報提供を行う。 | 相談窓口を明記したリーフレット(DV啓発15,000部、デートDV啓発15,000部)やカード(20,000部)を作成し、公共施設等に配置した。 | 相談窓口を明記したリーフレットを公共施設等に配置した。 | 男女共同参画課 |
| 9. DV被害者を発見しやすい立場にある医療関係者や福祉関係者への研修会の実施や、啓発・相談窓口のリーフレットを医療機関へ配布する。 | DV啓発の一環として、地域に根ざした活動をされている民生委員に、DV被害者の早期発見やその対応についての理解を深めてもらうことを目的として「DV被害者対応マニュアル」を配布した。 | 平成24年度は実績なし | 男女共同参画課 |
| 10. 配偶者暴力相談支援センター機能をもつ機関や警察が通報に対して速やかに対応できるように、対応マニュアルの整備等の体制の充実を図る。 | 「DV被害者対応マニュアル」(5,000部)を作成して、DV被害者を早期に発見して関係機関に速やかに繋ぐことを目指した。 | 「DV被害者対応マニュアル」を配置して、DV被害者を早期に発見して関係機関に速やかに繋ぐことを目指した。 | 男女共同参画課 |

重点目標2 安心して相談できる体制の整備

| 主な取組内容 | 平成23年度実績 | 平成24年度実績 | 担当課 |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1. 配偶者暴力相談支援センター機能の整備を行い、総合的・統括的支援を行うことができる体制づくりに取り組む。 | 配偶者暴力相談支援センターの機能を整備するためDV対策庁内連絡会議を実施し、適切な支援が行われるよう、総合的・統括的支援を行うことができる体制づくりに取り組んだ。(平成24年3月26日に実施) | 配偶者暴力相談支援センターの機能を整備するためDV対策庁内連絡会議を実施し、適切な支援が行われるよう、総合的・統括的支援を行うことができる体制づくりに取り組んだ。(平成24年11月26日に実施) | 男女共同参画課 |
| 2. 女性問題相談員、家庭相談員、母子自立支援員を配置し、相談体制を強化するとともに、相談員の専門性向上に向け研修等に努める。 | 家庭相談員を6名配置。(社会福祉協議会より派遣2名、嘱託職員4名) 母子自立支援員を2名配置(嘱託職員2名) 専門性向上のために、研修に参加。 H23.4.28「市町村児童家庭相談援助実務者研修」参加者1名 H24.2.24「DV相談支援専門研修」参加者3名 H24.3.16「DV相談支援専門研修」参加者1名 | 家庭相談員を6名配置。(社会福祉協議会より派遣2名、嘱託職員4名) 母子自立支援員を2名配置(嘱託職員2名) 専門性向上のために、研修に参加。 H23.4.22「市町村児童家庭相談援助実務者研修」参加者2名 H25.1.17「DV相談支援専門研修」参加者2名 | 子育て相談課 |
| | 県主催の研修等に参加した。(女性問題相談員) ・DV相談支援専門研修(平成24年2月17日 県女性センター) | 県主催の研修等に参加した。(女性問題相談員) ・DV相談支援を考える研修(県女性センター) | 男女共同参画課 |

| 主な取組内容 | 平成23年度実績 | 平成24年度実績 | 担当課 | |
|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------|
| 3. 相談窓口や相談機関等について、ホームページやリーフレット等を活用して市民への周知に努める。 | 相談室の案内記事を掲載した情報誌「和音なら」を5,000部印刷、また、相談室のリーフレットを9,000部印刷し、公共施設に配置した。 (「和音なら」主な掲載内容・・・講演会レポート、相談室のお知らせ、デートDVについてなど) | ・相談室の案内記事を掲載した情報誌「和音なら」を5,000部印刷、また、相談室のリーフレットを公共施設に配置した。 ・DVリーフレットのポスター版を作成し、DV週間を中心にセンターに掲示した。 | 男女共同参画課 | |
| | 相談窓口については「なら暮らしの便利帳」や、奈良市ホームページの「くらし」市民相談「子どもに関する相談」「くらし」子育て・教育・文化・スポーツ「子育て情報ナビ」相談窓口「相談」カテゴリで、家庭児童相談室の紹介をしている。 結果、のべ54件のDV相談を受けた。(子育て相談課) | 相談窓口については「なら暮らしの便利帳」や、奈良市ホームページの「くらし」市民相談「子どもに関する相談」「くらし」子育て・教育・文化・スポーツ「子育て情報ナビ」相談窓口「相談」カテゴリで、家庭児童相談室の紹介をしている。 結果、のべ61件のDV相談を受けた。(子育て相談課) | | 関係各課 |
| 4. 外国語通訳等を必要とする場合、関係課等との連携により対応する。また、多言語によるDVに関するパンフレットにより情報提供する。 | 平成23年度は実績なし | ・平成24年度は実績なし ・平成25年度作成に向けて予算措置をした。 | 男女共同参画課 | |
| 5. 障がい者・高齢者等のDV相談については、関係課等との連携を図り、適切な対応が行えるよう相談体制の整備に取り組む。 | 各種相談については、障がい福祉課窓口及び相談支援事業者(市内8箇所に委託)で行い、相談体制の充実を図っている。 そこで相談を受けた内容により処遇困難なケースについては、奈良市地域自立支援協議会相談支援部会開催時(毎月1回)に、集まった関係者(障がい福祉課、委託相談支援事業者8箇所、弁護士等)で検討し対処した。 | 各種相談については、障がい福祉課窓口及び相談支援事業者(市内8箇所に委託)で行い、相談体制の充実を図っている。 そこで相談を受けた内容により処遇困難なケースについては、奈良市地域自立支援協議会相談支援部会開催時(毎月1回)に、集まった関係者(障がい福祉課、委託相談支援事業者8箇所等)で検討し対処した。 | 障がい福祉課 | |
| | 地域包括支援センターにおいて、高齢者や高齢者を抱える家族からの相談に応じた。虐待が疑われるケースについては、他機関とも連携しながら家族への支援や相談を行った。 | 地域包括支援センターにおいて、高齢者や高齢者を抱える家族からの相談に応じた。虐待が疑われるケースについては、他機関とも連携しながら家族への支援や相談を行った。 | | 介護福祉課 (平成24年度より長寿福祉課) |
| | 相談室で受けたDV相談の中で、特に障がい者や高齢者等からのものについては、関係課と連携した。 | 相談は受けたが、関係機関との連携に至る事例はなかった。 | | 男女共同参画課 |
| 6. 相談員のスキルアップと二次受傷予防のため専門研修により精神的ケアを実施する。 | H23.4.28「市町村児童家庭相談援助実務者研修」参加者1名 H24.2.24「DV相談支援専門研修」参加者3名 H24.3.16「DV相談支援専門研修」参加者1名 | H23.4.22「市町村児童家庭相談援助実務者研修」参加者2名 H25.1.17「DV相談支援専門研修」参加者2名 | 子育て相談課 | |
| | 県主催の研修等に参加した。(女性問題相談員) ・DV相談支援専門研修(平成24年2月17日 県女性センター) | 県主催の研修等に参加した。(女性問題相談員) ・DV相談支援を考える研修(県女性センター) | | 男女共同参画課 |
| 7. 県中央こども家庭相談センター(配偶者暴力相談支援センター)や関係課・関係機関と連携を図り対応する。 | DV相談について、関係課や県中央こども家庭相談センターと連携を図り対応した。 (女性問題相談件数3,495件 内DV件数103件 内保護命令を受けたとの確認がとれた件数3件) | DV相談について、関係課や県中央こども家庭相談センターと連携を図り対応した。 (女性問題相談件数3,580件 内DV件数200件 内保護命令を受けたとの確認がとれた件数0件) | 男女共同参画課 | |

重点目標3 被害者支援の安全確保と自立支援の充実

| 主な取組内容 | 平成23年度実績 | 平成24年度実績 | 担当課 |
|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------|
| 1. 被害者の安全確保が図られるよう警察等との連携を図り体制強化に取り組む、県中央こども家庭相談センターと連携して、一時保護につなげる。 | 23年度は2件の母子を、当課へのDV相談から県中央こども家庭相談センターにつなぎ、一時保護とした。 | 24年度は3件の母子を、当課へのDV相談から県中央こども家庭相談センターにつなぎ、そのうち2件を一時保護とした。 | 子育て相談課 |
| | 相談室の案件の中から、DVに関するもので連携が必要と判断されるものについては関係機関と連携した。(相談者から警察に連絡したとの確認がとれた件数 4件) | 相談室の案件の中から、DVに関するもので連携が必要と判断されるものについては関係機関と連携した。(警察への相談 5件) | |
| 2. DV対策庁内連絡会議において適切な支援が行われるよう体制づくりを行う。 | 平成24年3月26日に実施して、「DV防止及び被害者支援基本計画実施計画」策定(案)について担当項目についての確認し、適切な支援が行われるよう、総合的・統括的支援を行うことができる体制づくりに取り組んだ。 | 平成24年11月26日に実施 議題:①各課におけるDV被害者支援について②DV対策及び被害者支援基本計画実施計画進捗状況について | 男女共同参画課 |
| | | | 関係各課 |
| 3. 被害者の負担軽減、手続きの迅速化のため、1か所で手続きが進められるような体制づくりに取り組む。 | 被害者が1か所で手続きが進められる体制づくりのための方法(DV共通シート等)を検討した。 | DV対策庁内連絡会議において、DV共通シートについて議論した。 | 男女共同参画課 |
| | | | 関係各課 |

| 主な取組内容 | 平成23年度実績 | 平成24年度実績 | 担当課 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 4. 相談窓口は自立支援にかかる最新の情報を収集し適切な情報を提供する。 | 母子福祉施策、ハローワーク、キャリア相談、資格取得情報、女性センター等就業セミナー、民間サポートグループ、無料法律相談等の紹介および利用のための援助を行った。 | 母子福祉施策、ハローワーク、キャリア相談、資格取得情報、女性センター等就業セミナー、民間サポートグループ、無料法律相談等の紹介および利用のための援助を行った。 | 男女共同参画課 |
| | 母子の緊急避難できる先としての県中央子ども家庭相談センターの女性相談を紹介した。また、居住先の不安を訴える場合に備え、全国の母子生活支援施設の情報を収集し、対応した。(子育て相談課) | 母子の緊急避難できる先としての県中央子ども家庭相談センターの女性相談を紹介した。また、居住先の不安を訴える場合に備え、全国の母子生活支援施設の情報を収集し、対応した。(子育て相談課) | 関係各課 |
| 5. 支援措置の申出により、住民票及び戸籍の附票の発行を制限する。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務を行う部署においても、厳重に情報管理を行えるよう条件整備に努める。 | DV及びストーカー被害者からの支援措置の申出により、加害者からの住所の調査や特定による被害の拡大を防止するために住民票及び戸籍の附票の発行を制限した。警察等関係機関との連絡調整、市内各出張所及び行政センター等との密な連絡や調整、さらには関連する他の市町村とも連携して被害者の支援にあたった。(平成23年度支援措置申出取扱件数 152件) | DV及びストーカー被害者等からの支援措置の申出により、加害者から住所の調査や特定をされないために住民票及び戸籍の附票の発行を制限した。警察等の関係機関や、各出張所・行政センターさらに他の市町村と密に連絡・調整して被害者の支援にあたった。(平成24年度支援措置申出件数 163件) | 市民課 |
| | | | 行政センター |
| | | | 出張所 |
| | | | 関係各課 |
| 6. 生活の安定に向け、被害者に配慮した支援や情報提供を行う。 ①市に在住しているが住民登録できない者について、国民健康保険法第5条等により、本人の申請により国民健康保険の加入を認めている。 | 国民健康保険法第5条(被保険者)「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。」の規定により、事実上の住所の確認(被扶養者であった者においては、これに加え被扶養者から外れていることの確認)等により、現在住んでいる市町村において、DV被害者の申請により国民健康保険に加入することが可能である。(DV認定国保資格取得者38件) | 住所の確認(被扶養者であった者においては、これに加え被扶養者から外れていることの確認)等により、現在居住している市町村において、DV被害者の申請により国民健康保険に加入することが可能である。(DV認定国保資格取得者15件) | 国保年金課 |
| ②ひとり親家庭等医療費助成事業として、申請により健康保険加入者に対して医療費助成を行っている。 | DVIによるひとり親家庭等医療費助成受給者 件数 10件 人数 25人 | DVIによるひとり親家庭等医療費助成受給者 件数 12件 人数 33人 | 子ども育成課 |
| ③住居(施設を含む)が確保されたDV被害者で、要保護状態に陥る場合には、申請に基づき保護を適用する。保護開始後のケースワークについても、DV被害者の問題解決に向けた生活支援や自立支援を行う。 | 住居(施設含む)が確保されたDV被害者世帯91世帯に対して生活保護を開始し生活支援や自立支援を行った。 | 住居(施設含む)が確保されたDV被害者世帯23世帯に対して生活保護を開始し生活支援や自立支援を行った。 | 保護第一課・保護第二課 |
| ④DV相談を受けた際には、相談内容に応じて警察や県中央子ども家庭相談センター等関係機関を紹介して繋ぐ。 | 4園で6件の相談を受けた。 | 6園で11件の相談を受けた。 | 保育課 (平成25年度より子ども園推進課) |
| | 23年度は2件の母子を、当課へのDV相談から県中央子ども家庭相談センターにつなぎ、一時保護とした。また、自力で転居した母子1組に対し、住民票を動かさずに転居した場合の手続きについて、警察に相談して相談記録を残すよう指示し、当課から警察へつないだ。その他、相談があったケースについてはすべて警察に相談すること、緊急の避難先(シェルター)として県中央子ども家庭相談センターがあることを伝えた。 | 24年度は2件の母子を、当課へのDV相談から県中央子ども家庭相談センターにつなぎ、一時保護とした。その他、相談があったケースについてはすべて警察に相談すること、緊急の避難先(シェルター)として県中央子ども家庭相談センターがあることを伝えた。 | 子育て相談課 |
| ⑤各種検診・妊婦健康診査・予防接種等の相談に応じる。 | DV被害者本人の予防接種に関する相談は無し。 | DV被害者本人の予防接種に関する相談は無し。 | 保健予防課 |
| | DVが原因で奈良市に引っ越してきた妊婦に対し、転入届出がされていなかったが、妊婦健康診査補助券の交付を行い、妊婦及び胎児の健康の保持・増進のための支援を行った。(平成23年度交付件数:1件) DVが原因で奈良市に引っ越してきた各種検診の対象者に対し、転入届出がされていなかったが、各種検診受診票の交付を行い、疾病の早期発見・早期治療につなげるための支援を行った。(平成23年度交付件数:2名4件) | DVが原因で奈良市に転入した妊婦に対し、転入届出がされていなかったが、妊婦健康診査補助券の交付を行い、妊婦及び胎児の健康の保持・増進のための支援を行った。(平成24年度交付数 2件) DVが原因で奈良市に転入した各種検診対象者に対し、転入届出がされていなかったが、各種検診受診票の交付を行い、疾病の早期発見・早期治療につなげるための支援を行った。(平成24年度交付数 2名、4件) | 健康増進課 |
| ⑥必要に応じて、同行支援を実施する。 | 23年度は2件の母子の入所のために、母子生活支援施設へ同行した。(1件は見学はしたが、入所へは至らず) | 24年度は1件の母子の入所のために、母子生活支援施設へ同行した。 | 子育て相談課 |
| | 県中央子ども家庭相談センターに繋ぐことはあるが、同行したケースは0件。 | 県中央子ども家庭相談センターに繋ぐことはあるが、同行したケースは0件。 | 男女共同参画課 |

| 主な取組内容 | 平成23年度実績 | 平成24年度実績 | 担当課 |
|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 7. 被害者の心身の回復のため、相談機関の情報提供や、関係機関と連携し継続的なケアの体制づくりを図る。 | 母子が県中央こども家庭相談センターに一時保護された際に、当課の家庭児童相談員が面談に行き、母子生活支援施設への入所の必要性について確認した。(H23年度は8件) | 母子が県中央こども家庭相談センターに一時保護された際に、当課の家庭児童相談員が面談に行き、母子生活支援施設への入所の必要性について確認した。(H24年度は2件) | 子育て相談課 |
| | 支配・被支配関係からの回復、Noと言えるための支援、心や身体の声を聴く、他者への信頼感の回復、SOSを発する勇気の回復、自己効力感の回復等の支援を行った。 | 支配・被支配関係からの回復、Noと言えるための支援、心や身体の声を聴く、他者への信頼感の回復、SOSを発する勇気の回復、自己効力感の回復等の支援を行った。 | 男女共同参画課 |
| 8. 単身女性等に対しても、一時保護の情報提供や支援を行う。 | 相談者に対して対等な人間関係スキル、自己肯定感や自信の回復、就業支援、資格取得の検討を促した。 | 相談者に対して対等な人間関係スキル、自己肯定感や自信の回復、就業支援、資格取得の検討を促した。 | 男女共同参画課 |
| | | | 関係各課 |
| 9. 住宅支援の充実を図る。 ①住宅支援のため、入居条件を一部緩和しているが、目的外使用についても検討していく。 | 奈良市営住宅条例を一部改正し、DV被害者については連帯保証人を免除できることとした。 | 「配偶者等からの暴力被害者の市営住宅への一時使用に関する要領」を制定し、DV被害者に当面の生活の場を提供できるようにした。 | 住宅課 |
| ②児童福祉法第23条第3項に基づき、母子生活支援施設への入所を希望するときは、必要な連絡・調整を図り、入所措置する。 | 平成23年度は、1件の入所措置があった。また、22年度より9件の入所措置を継続している。 | 平成24年度は、1件の入所措置があった。また、23年度より9件が入所措置を継続しており、そのうち3世帯が24年度中に退所し、自立した生活を送れるようになった。 | 子育て相談課 |
| ③必要時、市による借り上げ住宅を検討していく。 | 平成23年度は実績なし | 関係課と調整して、「配偶者等からの暴力被害者の市営住宅への一時使用に関する要領」の制定に繋げた。 | 男女共同参画課 |
| 10. 同伴する子どもへの支援の充実を図る。 ①子どもの転出先や居住地等の情報の適切な管理を行い安全確保に努める。 | DV被害者の園児の保育所入所(園児13名) | DV被害者の園児の保育所入所(園児17名) | 保育課 (平成25年度よりこども園推進課) |
| | 処理件数 6件 (10人) | 処理件数 6件 (9人) | 学務課 (平成25年度より教職員課) |
| ②住民基本台帳に記載のない児童生徒の受け入れと就学援助の申請を受け付ける。 | 受入件数 30件 (40人) 就学援助受付件数 1件 (2人) | 受入件数 32件 (48人) 就学援助受付件数 5件(7人) | 学務課 (平成25年度より教育総務課) |
| ③保育所への入所に配慮する。 | DV被害者の園児の保育所入所(園児13名) | DV被害者の園児の保育所入所(園児17名) | 保育課 (平成25年度よりこども園推進課) |
| ④乳幼児健康診査・予防接種等の相談に応じる。 | 他市町村に住み票があり奈良市に居住しているDV被害者の同伴する子どもの予防接種に関する相談は21件。奈良市内の医療機関で公費で接種できるよう相談支援を行った。また、奈良市からDV被害のため他市町村に居住している子どもの予防接種についての相談は1件。居住地の市に連絡をとり公費で予防接種ができるよう支援を行った。 | 他市町村に住み票があり奈良市に居住しているDV被害者の同伴する子どもの予防接種に関する相談は20件。奈良市内の医療機関で公費で接種できるよう相談支援を行った。また、奈良市からDV被害のため他市町村に居住している子どもの予防接種についての相談はなし。 | 保健予防課 |
| | DVが原因で奈良市に引っ越してきた子どもに対し、転入届出がされていなかったが、乳幼児健診を受けてもらえるように手続きし、疾病や障害の早期発見・早期治療等につなげるための支援を行った。 (平成23年度受診者数 4か月児健診:2名、1歳7か月児健診:3名、3歳6か月児健診:1名) | DVが原因で奈良市に転入した子どもに対し、転入届出がされていなかったが、乳幼児健診を受けてもらえるように手続きし、疾病や障害の早期発見・早期治療等につなげるための支援を行った。(平成24年度受診者数 4か月児健診:1名、1歳7か月児健診:2名、3歳6か月児健診:3名) | 健康増進課 |
| ⑤保育、教育関係者にDV理解を進めるとともに、連携を図り子どもの心理的ケアを図る。 | 園長を通じ保育士にDV関係の情報を流したり、各園で研修に取り組む。 | 園長を通じ保育士にDV関係の情報を共有したり、各園で研修の取り組みを行った。 | 保育課 (平成25年度よりこども園推進課) |
| | 日常的に父から母へのDVを見ていた児童は、心理的虐待を受けていた可能性があるものとし、施設入所時や転居時に、当該入所施設や保育・教育関係機関へ情報提供し、見守りを依頼した。 | 日常的に父から母へのDVを見ていた児童は、心理的虐待を受けていた可能性があるものとし、施設入所時や転居時に、当該入所施設や保育・教育関係機関へ情報提供し、見守りを依頼した。 | 子育て相談課 |
| | 一条高等学校へ「平成23年度交際相手からの暴力の予防啓発指導者のための研修(主催:内閣府)」の周知を行った。 | 該当なし | 学校教育課 |

| 主な取組内容 | 平成23年度実績 | 平成24年度実績 | 担当課 |
|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| | 教育相談を進めていくうちDV被害を受けていると考えられる事象があり、関係課と連携し相談を行った。(2件) | 多動、衝動性を示す児童の中には発達障がい起因するもの以外にネグレクトや両親のDVを見聞きしたことが原因となることがあるので、教職員に対して相談や研修の中で子どもの事態把握の方法やDVに関する理解啓発を行っている。教育相談の中でDV被害を受けていると考えられる事象があり関係課と連携したケースは1件。 | 教育相談課 |
| | 保育士・指導主事等の市職員に対し、DVに対する理解と対応についての研修を行った。 | 保育士・指導主事等の市職員に対し、DVに対する理解と対応についての研修を行った。 | 男女共同参画課 |
| ⑥県中央こども家庭相談センター(児童相談所)と連携を図り、心の支援を継続実施する。 | 日常的に父から母へのDVを見ていた児童は、心理的虐待を受けていた可能性があるものとし、施設入所時や転居時に、必要であれば情報提供を行った。 | 日常的に父から母へのDVを見ていた児童は、心理的虐待を受けていた可能性があるものとし、施設入所時や転居時に、必要であれば情報提供を行った。 | 子育て相談課 |
| | 相談室から直接連絡をとったケースはないが、相談者に必要に応じて情報提供の一つとして紹介した。 | 相談室から直接連絡をとったケースはないが、相談者に必要に応じて情報提供の一つとして紹介した。 | 男女共同参画課 |
| 11. 公共職業安定所(ハローワーク)や母子家庭等就業・自立支援センター(スマイルセンター)等と連携し、就職支援や職業訓練等の情報提供等を行う。 | ハローワークから提供を受けた就業情報を相談時に活用した。また、母子家庭等就業・自立支援センターと連携し母子家庭の母向けの就職支援や修業訓練等のチラシを窓口を設置した。 | ハローワークから提供を受けた就業情報を相談時に活用した。また、母子家庭等就業・自立支援センターと連携し母子家庭の母向けの就職支援や修業訓練等のチラシを窓口を設置した。 | 子育て相談課 |
| | 平成23年度は実績なし | 平成24年度は実績なし | 男女共同参画課 |
| 12. 企業・団体等にDVについての啓発活動を通じ、被害者の雇用等について協力・連携を図る。 | 平成23年度は実績なし | 平成24年度は実績なし | 男女共同参画課 |

重点目標4 関係機関との連携機能の充実

| 主な取組内容 | 平成23年度実績 | 平成24年度実績 | 担当課 |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1. 保護から自立まで円滑に行われるように、県、警察等との連携を強化するとともに、マニュアルの作成を図る。 | 「DV被害者対応マニュアル」(5,000部)を作成して、DV被害者を早期に発見して関係機関に速やかに繋ぐことを目指した。 | 平成23年度に作成した「DV被害者対応マニュアル」を配布して、DV被害者を早期に発見して関係機関に速やかに繋ぐことを目指した。 | 男女共同参画課 |
| 2. 避難や保護について、広域的な支援が行えるよう、他県、他市との連携を強化していく。 | DVを受けた母子の措置先として、県外の母子生活支援施設に広域措置を行った。(1件) | DVを受けた母子の措置先として、母子生活支援施設に広域措置を行った。(1件) | 子育て相談課 |
| | 平成23年度は実績なし | (女性問題相談室) 他県の福祉事務所との連携 1件 他県の警察との連携 1件 | 男女共同参画課 |
| 3. 民間団体等と相互に情報提供等連携を図り、被害者の保護と支援に取り組んでいる団体に対して支援を行う。 | 全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会(全母協)からの情報提供を定期的に受けており、広域措置のための母子生活支援施設の把握を行っている。 | 全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会(全母協)からの情報提供を定期的に受けており、広域措置のための母子生活支援施設の把握を行っている。 | 子育て相談課 |
| | 民間シェルターに補助金支給(1団体300,000円)した。 | 民間シェルターに補助金支給(1団体300,000円)した。 | 男女共同参画課 |
| 4. 専門的な見地から支援できるよう、各団体との連携を強化する。 | 民間団体との連携を強化し、情報収集に努めた。 | 民間団体との連携を強化し、情報収集に努めた。 | 男女共同参画課 |